

「指定認知症対応型共同生活介護事業」重要事項説明書

本事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第4070801297号)

事業者は契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを含む。以下同）を提供します。

事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

事業所への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護1～5」又は「要支援2」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でも入居できます。

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 有限会社さつき福寿サービス
- (2) 法人住所 福岡市東区奈多団地26番204号
- (3) 電話番号 092(606)4000
- (4) 代表者氏名 代表取締役 坂井貞夫
- (5) 設立年月 平成15年3月11日

2. 事業所

- (1) 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護事業所(H.15年8月15日指定)
介護予防認知症対応型共同生活介護(H.18年4月1日指定)
介護保険事業所番号 福岡県第4070801297号
- (2) 事業所の目的 この事業所は、「要介護1～5」又は「要支援2」の利用
契約者に対し、介護保険法の基本理念に基づき、心身機能
の維持向上を図るとともに生活支援のための介護をする
ことを目的とします。
- (3) 事業所の名称 グループホームさつき
- (4) 事業所の所在地 福岡市東区奈多3丁目4番16号
- (5) 電話番号 092(605)5350
- (6) 管理者氏名 加田明美
- (7) 事業所運営方針 要介護者に対して生活支援のために適切な介護サービス
を提供するとともに、利用者の人間としての尊厳を尊び
家庭的な雰囲気の中で利用者中心の生活時間を過ごすこ
とで認知症症状の進行の緩和を目指します。
- (8) 開設年月日 平成15年9月1日
- (9) 入所定員 8名

3. 居室の概要

- (1) 居室等の概要

事業所では以下の居室・設備を用意しています。居室は全室個室です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室	8 室	冷暖房、ベッド、カーテン、クローゼット、ナースコール
食堂	1 室	テーブル、イス等
厨房	1 室	IH クッキングヒーター等
居間	1 室	ソファ、テレビ等
浴室	1 室	ユニットバス、ガス衣類乾燥機
洗面所・脱衣所	1 室	福祉タイプ洗面台、手摺りバー
トイレ	2 室	介助者対応、ウォシュレット
スプリンクラー、自動火災報知器、火災通報装置、消火器、非常灯		

(2) 居室の変更

居室の変更の希望には、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また契約者やご家族等と協議の上、契約者の心身の状況に適した居室に変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

(1) 職員配置

介護職員…昼間 3 名～4 名 夜間 1 名

(2) 勤務体制

日勤… 9 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0

早出… 7 : 3 0 ～ 1 6 : 0 0

遅出… 9 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0

夜勤… 1 6 : 3 0 ～ 9 : 0 0 (翌朝)

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

事業所が提供するサービスには、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合、

(2) 利用料金の全額を契約者に負担していただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第 3 条)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常 9 割) が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

事業所において契約者に対して入浴、排泄、食事等の介護、相談・助言等の支援、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、健康管理等の世話を提供します。

①食事 (但し食費は別途申し受けます)

朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～

②入浴 : その日の体調に応じて入浴又は清拭を行います。

【サービス利用料金 (1 日あたり。介護職員処遇改善加算含む)】 (契約書第 5 条)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	7,806 円	8,271 円	8,422 円	8,589 円	8,757 円
2. 給付される金額	7,025 円	7,354 円	7,580 円	7,730 円	7,881 円
3. 自己負担額 (1-2)	781 円	817 円	842 円	859 円	876 円

- * 平成 26 年 4 月 1 日以降の消費税率引上げ分改訂済み。要支援 2 は別途設定されます。
- * 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

〔初期加算（1 日あたり。介護職員処遇改善加算含む）〕

契約者が入居した当初には、ホームでの生活に慣れていただくまでに様々な支援を必要とすることから、初期加算として入居日から 30 日間に限って下記の利用料金が加算されます。入院後の再入居の場合も同様です。

1. サービス利用料金	313 円
2. 給付される金額	282 円
3. 自己負担額(1-2) *1 日あたり	31 円

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条、第 5 条）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〔サービスの概要と利用料金〕

① 食費（別途消費税）

料金：1 日 1,500 円（朝 300 円、昼 550 円、おやつ 150 円、夕 500 円）
但し、契約者が外出、外泊又は入院等で不在の場合は、その月の利用料金から欠食分を差し引きます。

② 居室費（住居費）

料金：1 ヶ月 53,000～45,000 円（居室により違います。下図参照）
住居費は建物の初期改修費用等に対して入居率と平均在居年数から算出したものです。

内 庭		あやめ (6 畳) 52,000 円	うめ (6 畳) 48,000 円	ききょう (5.5 畳) 45,000 円	W C	洗脱 面衣 所所	風呂場	居 間 台所・食堂
		玄関						
内 庭	W C	さくら (6.25 畳) 50,000 円	さざんか (6.5 畳) 50,000 円	つつじ (6.5 畳) 52,000 円	内 庭	つばき (6 畳) 52,000 円	なでしこ (6 畳) 53,000 円	内 庭

③ 管理費（光熱費他）

料金：1 ヶ月 8,000 円

④ レクリエーション、趣味活動費

契約者の希望によりレクリエーションや趣味活動に参加していただく場合は実費を申し受けます。

⑤ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物（コピー）を必要とする場合は料金（1 枚 10 円）を申し受けます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用

生活用品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担していただくことが適当であるものに係る費用は実費を申し受けます。

おむつ、理美容、生活消耗品、嗜好品類等：実費。

⑦ 契約書第 19 条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
料金	10,310 円	10,470 円	10,630 円	10,790 円	10,960 円

* 「要支援 2」の方は別途設定されます。

* 契約者が要介護認定で自立又は要支援 1 と判定された場合：10,310 円

(3) 入居一時金

- ① 入居一時金として 100,000 円申し受けます。
- ② 入居一時金は退居する際に居室の原状回復のための費用を差し引いた後、返還します。

(4) 利用料金の支払い方法

前記の料金及び費用は、初回は現金にてお支払いください。2回目以降は銀行口座自動引落としとなり、1ヵ月ごとに計算し請求致しますので翌月 10 日までに下記指定口座へ入金ください。1ヵ月に満たない期間のサービスに係る利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。

西日本銀行 和白支店 普通預金 0571299 有限会社 さつき福寿サービス

(5) 入居中の医療の協力について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療を義務付けるものでもありません。なお通院は原則として家族にてお願いいたします(施設にて通院送迎する場合は費用を申し受ける場合があります)。

医療機関の名称	なた内科診療所 (主治医田邊雄一院長)
所在地	福岡市東区奈多団地 27-3 Tel092(607)5624
診療科目	内科
医療機関の名称	雁の巣病院
所在地	福岡市東区雁の巣 1-26-1 Tel092(606)2862
診療科目	精神科、神経科、心療内科、内科、歯科
医療機関の名称	福岡和白病院 (救急指定病院)
所在地	福岡市東区奈多 1-4-1 Tel092(608)1511
診療科目	内科、外科、リハビリテーション科
医療機関の名称	福岡輝栄会病院 (救急指定病院)
所在地	福岡市東区千早 5-11-5 Tel092(681)3115
診療科目	内科、呼吸器科、脳神経外科、リハビリテーション科
医療機関の名称	いはら歯科クリニック
所在地	福岡市東区名島 3-12-1 Tel092(672)7175
診療科目	歯科(訪問歯科)

6. 事業所を退居していただく場合 (契約の終了)

事業所との契約では契約が終了する日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、

次のような事項に該当するに至った場合には、事業所との契約は終了し、契約者に退居していただくことになります。(契約書第 13 条)

- ① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
 - ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
 - ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑤ 契約者から退居の申し出があった場合（詳細は次の（１）を参照ください）
 - ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は次の（２）を参照ください）
- （１）契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）**

契約の有効期間であっても、契約者より事業所からの退居を申し出ることができます。その場合は、退居を希望する日の 7 日前までに解約届出書を提出してください。但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ② 契約者が入院した場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑥ 他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- （２）事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条）**

以下の事項に該当する場合には、事業所より退居していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者によるサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、さらに催告したにもかかわらず 7 日以内に支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者の行動が他の契約者もしくはサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは契約者が重大な自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ 契約者が病院又は診療所に長期にわたり入院し、退院後、相応の対応をもってしても従前どおり事業所で生活するのが著しく困難とみなされる場合
- ⑥ 契約者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設、もしくは介護療養型医療施設に入所・入院した場合

(3) 円滑な退居をするための援助（契約書第 17 条）

契約者が事業所を退居する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

7. 身元引受人（契約書第 20 条）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになりますが、社会通念上、契約者において身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまでももっとも身近にいて契約者のお世話をされていた家族や親族に引き受けていただくのが望ましいと考えますが、このことは必ずしもこれらの方に限るということではありません。
- (3) 身元引受人には、契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯してその債務の履行義務を負うことになります。またこの他に、契約者が医療機関に入院する場合や事業所から退居する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、さらには事業所と協力、連携して退居後の契約者の受入れ先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) 契約者が入居中に死亡した場合は、そのご遺体や残置品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、契約者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、事業所に残された残置物を契約者自身が引取れない場合には、身元引受人がこれを引取っていただく場合があります。これらの引取り等の処置に係る費用については、契約者又は身元引受人に負担していただくことになります。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告を受けた場合には、事業者は新たな身元引受人を立てていただくために、契約者にご協力をお願いする場合があります。

8. 苦情の受付（契約書第 22 条）

(1) 事業所における苦情の受付

事業所での苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 坂井貞夫
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日（9：00～17：00）
- 苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- 東区役所内東区保健福祉センター 福岡市東区箱崎 2-54-1
電話 092(645)1069 ファックス 092(631)5025
受付時間 月～金 8:30～17:00
- 国民健康保険団体連合会 福岡市博多区吉塚本町 13-47
電話 092(642)7859 ファックス 092(642)7857
受付時間 月～金 8:30～17:00

9. 事業所の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 建物の構造 | 木造 2 階建て 1 階グループホーム 2 階事務所 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 205.88 m ² |
| (3) 事業所の周辺環境 | JR 奈多駅から徒歩 2 分の交通至便に位置し、スーパー、コンビニエンスストア、飲食店にも近く奈多の集落には神社お寺やお地蔵様があり、旧道や畑地とともに格好の散歩道になっています。 |

10. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「認知症対応型共同生活介護計画」に定めます。（契約書第 2 条）

11. サービス提供における事業者の義務（契約書第 8 条、第 9 条）

事業所は、契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携の上、契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 契約者が受けている要介護認定有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ 契約者に対する身体的拘束その他利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又は家族等に関する事項を至当な理由なく、第三者に遺漏しません（守秘義務）。但し、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。また、契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得ます。

12. 事業所利用の留意事項

事業所の利用にあたって、事業所に入居されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項を守ってください。

(1) 面会

面会時間は原則として午前 10 時～午後 4 時としますが、時間外は職員にご相談ください。夜間は玄関を施錠しますので事前にお電話をお願いします。来訪の際、食べ物類の持ち込みは衛生上の観点からご遠慮頂きます。

(2) 外出・外泊（契約書第 21 条）

外出、外泊される場合は原則として 4 日前までにお申し出ください。

(3) 食事

食事が不要な場合は前日までにお申し出ください。

(4) 事業所・設備の使用上の注意（契約書第 9 条）

○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊した場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価を支払っていただく場合があります。
- 契約者に対するサービスの実施、及び安全衛生上等の管理上必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- 事業所の職員や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 禁煙

利用者、ご家族、従業員の健康のため職員立会い時の他は禁煙となっておりますのでご協力ください。

13. 損害賠償（契約書第10条、第11条）

事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

グループホームさつき

説 明 者 職 名 施設長

氏 名 坂井 貞夫

印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者 住 所 _____

(利用者)

氏 名 _____ 印

(代筆の場合) 私は契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認いたしましたので、私が契約者に代って署名代行いたします。

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者との関係()